

分科会と工業技術センター教育部門との協同行事に関する覚書

一般社団法人日本粉体工業技術協会

1. 分科会と工業技術センター教育部門との協同行事を、次の2つに大別する。
 - 1-1. 粉体技術専門講座
 - 1-2. 粉体技術専門講座以外の、分科会が企画する不特定多数を対象とする講演会、セミナー等の行事（分科会運営に関する覚書・第4項参照、以下「その他の行事」という）。
 2. 粉体技術専門講座は、分科会が企画し、分科会と教育部門が協力して運営するものである。その業務の分担と分科会及び事務局が担当する業務の内容は、別に定めた“粉体技術専門講座—分科会、教育部門及び事務局の業務分担についての覚書”（平成8年9月19日）を基準とする。
 3. その他の行事は原則として企画、運営をすべて分科会が実施するが、教育部門と協議して両者が協力運営する場合もある。分科会は企画の段階で教育部門と協議して開催方法、運営等をきめる。
 4. 共催行事の収益
 - 4-1. 行事の収入（参加費）から以下を除いたものを収益とする。
 - (1) 会場費（機器使用料金、茶菓代、講師昼食費、昼食支給の場合の昼食費等を含む。）
 - (2) 講師謝礼及び旅費、司会謝礼、会場係（アルバイト）料
 - (3) 分科会企画費
 - (4) 印刷費、通信費、事務局人件費等の事務局経費
 - (5) その他行事に要した費用
 - 4-2. 経理事務
 - (1) 専門講座の場合は事務局が行い、収支を分科会に報告する。
 - (2) その他の行事の場合は分科会が行い、収支を事務局に報告する。
 - 4-3. 収益の処理
 - (1) 専門講座の収益の半額は、分科会が分科会の業務及び行事に使用することができる。分科会は支出の都度、領収書（支出先の領収書に限る）を付して事務局に請求すること。（分科会はなるべく当該年度内に使用すること。年度末に残額がある場合は次年度末まで使用可とし、それ以後は使用できないものとする。）

収益が赤字の場合は、全額を教育部門が負担する。
 - (2) その他の行事の収益は、企画、運営のすべてを分科会が担当した場合、20万円を超える金額の50%（1万円未満切捨て）を教育部門の収益とする。

行事の運営を教育部門が分担した場合の収益の処理は、その都度両者で協議する。
- (付則) この覚書の改定は理事会の承認を得た日から発効する。
- (付記) 平成元年11月30日 制定
平成8年 9月19日 改定（理事会承認）
平成23年3月18日 確認（理事会承認）